

# 安定した米供給のために、今こそ産地と協力！ 補助金を活用し、播種前契約に向けて新たな 取り組みを始めましょう！

農林水産省の補助事業「ニーズに基づく播種前契約のための取組」を利用しませんか？

## 活用したい皆さまを募集します!!

### 公募期間：令和8年5月27日～7月3日

令和9年産米以降の播種前契約の拡大・深化につながる取組に要する費用を補助します。

#### 想定される活用事例

##### 事例① 産地との結びつきを強め、播種前契約につなげる

《具体例》

- ◆生産者と契約締結会議の開催または契約の打合せ
- ◆播種前契約の普及啓発活動(セミナー、説明会等)
- ◆生産者、実需者(量販店、食品メーカー等)を交えた播種前契約の仕組みとメリット説明(価格の安定や供給確保等)のための説明会

《補助対象費の例》

- ◆産地訪問に係る旅費および宿泊費(実需者分を含む)
- ◆産地説明会の開催のための費用(会場借料、謝金等)
- ◆消耗品等(資料の印刷費)

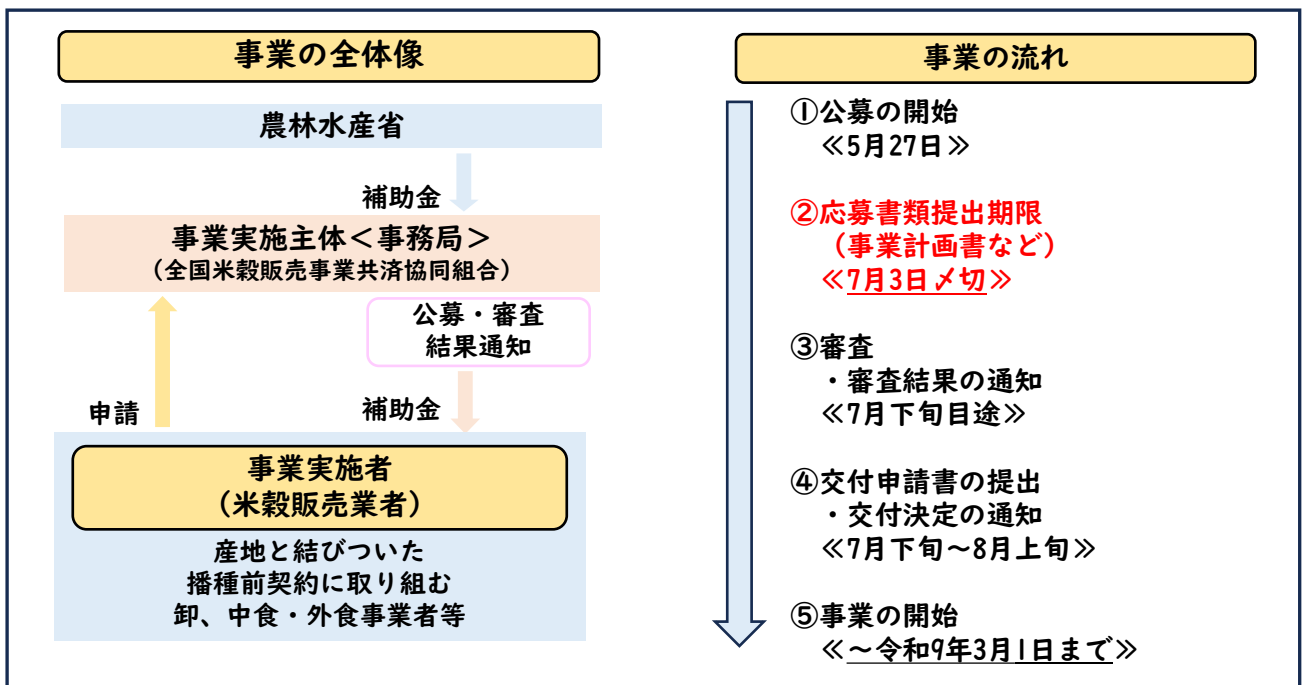
##### 事例② 播種前契約で調達した米を活用した商品の開発・販売促進等

《具体例》「新商品開発に向けた試作品」

- ◆播種前契約で調達した米を使用した新商品(玄米スナック等)の試作やブランドパッケージデザイン(ロゴ・米袋・商品ラベル等)の開発

《補助対象費の例》

- ◆原材料費
- ◆広告・宣伝費
- ◆資材購入費(参考資料の購入)
- ◆消耗品等(資料の印刷費)



本事業のご活用を希望される場合は、

- ・事業実施計画書（播種前契約のために取り組む内容、実施スケジュール、目標値、取組に要する経費等を記載）
  - ・積算根拠等（見積書、料金表、経路ネット検索結果画面等）
- を様式にて整理の上、事務局である全米販までご提出ください。  
(ご不明な点については、下記のお問い合わせ先までお尋ねください。)

この事業は、書面（契約書）に基づく「ニーズに基づく播種前契約」の拡大・深化を支援するものです。

具体的には、契約数量の**拡大**のほか、二者契約から三者契約への移行、複数年契約への変更や期間の延長、数量のみを決める契約から価格・数量の双方を取り決める契約への**深化**など、サプライチェーンの連携強化や安定した契約取引につながる取り組みを支援します。

安定的な米の供給を確保し、持続可能な流通体制を築くために、ぜひこの支援事業をご活用ください。

#### お問合せ先

全国米穀販売事業共済協同組合（全米販）  
「ニーズに基づく播種前契約のための取組」事務局  
E-Mail:kobo@zenbeihan.com

応募要項・要領はこちらから⇒

